

暫定ケアプランの取扱いについて

平成 30 年 11 月 29 日事務連絡 隠岐広域連合介護保険課長通知

暫定ケアプランの取扱いについては、「介護制度改革 INFORMATION vol.80 平成 18 年 4 月改定関係 Q & A (vol. 2) について」(平成 18 年 3 月 27 日厚生労働省介護制度改革本部通知)によるもののほか、以下の取扱いとする。

1 用語の定義

- (1) この取扱いにおいて「居宅介護支援基準」とは、隠岐広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年隠岐広域連合条例第 9 号）のことをいう。
- (2) この取扱いにおいて「介護予防支援基準」とは、隠岐広域連合指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 27 年隠岐広域連合条例第 8 号）のことをいう。
- (3) この取扱いにおいて「一連の業務」とは、居宅介護支援基準第 15 条第 6 号から第 11 号及び介護予防支援基準第 31 条第 6 号から第 11 号に規定する業務のことをいう。
- (4) この取扱いにおいて「ケアマネジメント業務」とは、居宅介護支援基準第 14 条及び第 15 条並びに介護予防支援基準第 30 条及び第 31 条に規定する業務のことをいう。
- (5) この取扱いにおいて「サービス計画届出書」とは、居宅介護（予防）サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更・契約終了）届出書のことをいう。

2 暫定ケアプランが必要となる主な事由

- (1) 被保険者が新規に要介護（要支援）認定の申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- (2) 要介護者（要支援者）が区分変更申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- (3) 要介護者（要支援者）が更新申請を行い、認定結果が更新前の認定有効期間中に確定しない場合

3 暫定ケアプランの作成に当たっての留意事項

- (1) 認定結果が非該当となったとき、又は暫定ケアプランに設定した要介護よりも低くなったときは、介護サービスに要する費用の全部又は一部が自己負担になる場合があるため、あらかじめ利用者又はその家族に対し十分な説明を行うこと。
- (2) 要介護（要支援）認定は有効期間が申請日に遡って決定され、暫定ケアプランについても決定された要介護度等に基づき有効となることから、暫定ケアプラン

を作成する場合であっても、一連の業務を行うこと。

- (3) 更新申請の際に、利用者の状況からサービス内容に変更がないと判断し、更新前と同一の内容で暫定ケアプランとする場合には、暫定ケアプラン作成時の一連の業務を省略することができる。この場合において、認定結果が出たときは、速やかに一連の業務を行わなければならない。
- (4) 認定結果が要介護、要支援のいずれになるか判断できない場合は、指定居宅介護支援事業者と指定介護予防支援事業者が相互に連携を取り、原則として、指定居宅介護支援事業者が暫定ケアプランを作成するものとする。

4 認定結果に基づく対応

- (1) 新規申請時又は区分変更申請時に作成した暫定ケアプランに位置付けた介護度と認定結果が同一の場合

認定決定後、速やかに一連の業務を行わなければならない。ただし、暫定ケアプラン作成時のサービス担当者会議において、想定していた介護度と認定結果が同一であった場合にサービスの変更を行わない旨の検討がされているとともに、その検討内容がサービス担当者会議の要点等に記録されている場合に限り、認定決定後の一連の業務のうち、アセスメントの実施及び居宅サービス原案の作成並びにサービス担当者会議の開催を省略することができる。

- (2) 指定介護予防支援事業者が要支援を見込んで暫定ケアプランを作成したが、認定結果が要介護となった場合

認定決定後、速やかに指定居宅介護支援事業者へ引き継ぎを行う。この際、引き継ぎを受けた指定居宅介護支援事業者は、暫定ケアプランの作成に係る一連の業務及び作成後のモニタリングの実施等の介護予防支援基準に規定されている業務を実施していないが、暫定ケアプランの作成を行った指定介護予防支援事業者が当該規定を遵守し、それに係る記録等を指定居宅介護支援事業者に引き継いだ場合、引き継ぎを受けた指定居宅介護支援事業者が一連の業務を行ったものとみなす。なお、指定居宅介護支援事業者は、引き継ぎを受けたことについて居宅介護支援経過記録等に記録をしておかなければならない。また、この場合において、居宅介護支援費は、運営基準減算を適用することなく算定できるものとする。

- (3) 指定居宅介護支援事業者が要介護を見込んで暫定ケアプランを作成したが、認定結果が要支援となった場合

指定居宅介護支援事業者は指定介護予防支援事業者に対し、速やかに情報提供を行うとともに、指定介護予防支援事業者は指定居宅介護支援事業者に対し、ケアマネジメント業務を委託するものとする。ただし、指定介護予防支援事業者と指定居宅介護支援事業者がケアマネジメント業務に関する委託契約を締結しており、当該利用者に係るケアマネジメント業務について指定介護予防支援事業者と合意が出来た場合にかぎる。

5 サービス計画届出書について

暫定ケアプランによりサービスの提供を行う場合、基本的に暫定ケアプランで見込んでいる要介護度を基にサービス開始日までにサービス計画届出書の提出を行わなければならないが、認定結果が要介護、要支援のいずれになるか判断できない場合は、サービス計画届出書の提出は認定結果が判明したのち、届け出を行っても差し支えない。なお、この場合、速やかにサービス計画届出書を隠岐広域連合に提出すること。

<参考>

介護制度改革 INFORMATION vol.80 平成18年4月改定関係Q&A (vol.2)

Q 要介護・要支援認定の新規申請、区分変更申請など、認定申請後に要介護度(要支援度)が確定するまでの間のいわゆる暫定ケアプランについては、どこが作成し、また、その際には、介護給付と予防給付のどちらを位置付ければよいのか。

A いわゆる暫定ケアプランについては、基本的にはこれまでと同様とすることが考えられる。したがって、要介護認定又は要支援認定を申請した認定前の被保険者は、市町村に届出の上で、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者(介護予防支援事業者)に暫定ケアプランを作成してもらい、又は自ら作成し、当該暫定ケアプランに基づきサービスを利用することが考えられる。その際、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)は、依頼のあった被保険者が明らかに要支援者(要介護者)であると思われるときには、介護予防支援事業者(居宅介護支援事業者)に作成を依頼するよう当該被保険者に介護予防支援事業者を推薦することが考えられる。また、仮に居宅介護支援事業者において暫定ケアプランを作成した被保険者が、認定の結果、要支援者となった場合については、当該事業者の作成した暫定ケアプランについては、当該被保険者が自ら作成したものとみなし、当該被保険者に対して給付がなされないことがないようにすることが望ましい。なお、いずれの暫定ケアプランにおいても、仮に認定の結果が異なった場合でも利用者に給付がなされるよう介護予防サービス事業者及び居宅サービス事業者の両方の指定を受けている事業者をケアプラン上は位置付けることが考えられる。

《要支援を見込んで暫定ケアプランを作成したが、認定結果が要介護となった場合の例》

